

(4) 光熱水費（サービス購入料D）

サービス購入料Eは、物価変動による改定は「基準額」に対して行うものとし、次のとおり行う。

ア 物価変動の指標値

物価変動の指標値として、次の指標を用いる。

項目	使用する指標値	計算方法
電気料金	「国内企業物価指数」（物価指数統計月報・日本銀行調査統計局）－電力・都市ガス・水道の内訳品目の「業務用高圧電力」	下記ウに示す計算方法による
ガス料金	「国内企業物価指数」（物価指数統計月報・日本銀行調査統計局）－電力・都市ガス・水道の内訳品目の「都市ガス」	
水道料金	「国内企業物価指数」（物価指数統計月報・日本銀行調査統計局）－電力・都市ガス・水道の内訳品目の「上水道」	
下水道料金	「企業向けサービス価格指数」（物価指数統計月報・日本銀行調査統計局）－下水道・廃棄物処理の内訳品目の「下水道」	
その他料金	プロパンガス：「消費者物価指数」（全国・総務省統計局）－品目別価格指数「プロパンガス」	
	灯油：「消費者物価指数」（全国・総務省統計局）－品目別価格指数「灯油」	
	その他：「消費者物価指数」（全国・総務省統計局）－品目別価格指数「他の光熱」	

削除: 大口

※ここに示した各指標は、消費税を含んだ価格について調査されている。

イ 改定の条件

令和6年度から令和9年度については実費精算とすることから、「基準額」の改定は行わない。

令和10年度以降については、毎年度1回指標値の評価を行い、次の条件を満たす場合に「基準額」の改定を行う。改定は翌年度第1四半期以降のサービス購入料Dに反映させる。

ウ 改定の計算方法

上記イにより改定を行う場合の計算方法は、次のとおりとする。令和n年度の各光熱水費の「基準額」は、前回改定時の次表に示す指標（ I_r ）と令和n-1年度の指標（ I_{n-1} ：令和n-1年1月から令和n-1年12月までの12か月分の平均値）とを次表に示す方法により比較し、3%以上の変動が認められる場合に改定する。なお、令和10年度および令和11年度の各光熱水費の「基準額」は令和8年度から令和9年度ま